

会 議 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	令和 3年 9月 10日 (金) 午前 9時 30分 開会 午前 9時 57分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6人)	米谷 政久 川添 康大 田中志摩子
	刃田 巖 相馬 欣行 舘 大樹
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	次長 主任主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第7号 ケアラー支援法及びケアラー支援条例の制定に関する陳情

結 果 不採択

午前9時30分 開会

○委員長【米谷政久議員】 ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

初めに、「陳情第7号、ケアラー支援法及びケアラー支援条例の制定に関する陳情」を議題といたします。

本件につきましての各市の状況、本市の状況等につきましては、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【埴田巖議員】 それでは、「陳情第7号、ケアラー支援法及びケアラー支援条例の制定に関する陳情」について、意見を述べさせていただきます。

在宅介護をされる家族は、先の見えない介護の中で、心身の健康や社会的孤立、離職、虐待など様々な困難に直面されています。近年では、女性の晩婚化に伴い、若年層の介護者も増加していますが、介護者への社会的支援に向けた法整備がされていない状況にあります。このような状況が続くことで、ケアラー自らの人生、生活、健康が奪われるだけでなく、医療費や介護費用の増大、労働力不足などといった社会経済活動に与える影響は大きいものと予想され、ケアラーへの支援は喫緊の課題と考えます。

この課題に対して、国の厚生労働省は、公的支援の縦割りから丸ごとへの転換とし、改革の基本コンセプトとして、地域共生社会の実現を掲げ、ニッポン一億総活躍プランが平成28年6月に閣議決定され、地域共生社会の実現に向けて平成29年2月に厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定に基づいて、その具体化に向けた改革を進められております。

また、「ヤングケアラー」については、家庭内のデリケートな問題であることから、表面化しにくい構造であり、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことのできない状況にもあります。国の調査によると、約17人に1人の中学生が、世話をしている家族がいるとされており、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる取組が必要と考えます。家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている子どもが、過度の負担になっていても、本人に自覚がないケースも多く、子どもらしい生活が送れずに、誰にも相談できないまま、独りで耐えている状況があり、学業の遅れなどへの影響や、将来の夢を実現することを断念するなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念されます。

何より、ヤングケアラーの支援を法律等に裏づけられた制度にしていけるかがとても重要だと考えます。制度的な裏づけがない中で、自治体の予算づけは厳しいと考えます。制度的な裏づけがあれば、自治体も十分な予算をつけて動いていけるようになります。また、それが実現できれば、責任の所在も明確になり、毎年取組を安定的かつ継続的に行っていけるようになるのです。まずは、身近な大人が気づいてあげられるかが第一ステップかと考えます。そこで信頼関係を築き、親身になって相談に乗り、その先に行政の様々な相談窓口があるので、そこで解決策を見いだすことが必要と考えます。

本市においても、「子育て環境づくり」連携・連動推進チームにおいてヤングケアラーへの支援に向けての共通理解を図るとともに、庁内関係課職員がオンライン開催された県主催の研修に参加するなど、支援のために必要な取組が進められています。国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して検討を進めるため、今年3月、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームが立ち上げられ、5月にはその報告書がまとめられました。今後は各関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して、適切な支援につなげることが必要ですが、まずは現状の体制において、早期発見と把握、関係機関の連携を推進するとともに、ヤングケアラーの社会的認知度を高めることが必要であると考えます。本市において必要な支援策等を検討していくべきと考えますが、現在国において新たな支援施策の展開が計画されており、今後国の動向を十分注視したいと考えます。

よって、本陳情は不採択といたします。

○委員【相馬欣行議員】 私からも、「陳情第7号、ケアラー支援法及びケアラー支援条例の制定に関する陳情」に対し、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

陳情の趣旨は、ケアラーに関し、社会認知や必要性の明確化、行政の役割の明記と支援の枠組みを定め、協議会等の設置を求めています。

超高齢化社会に直面し、高齢者の健康を守り、生きがい、やりがいを生み出していくことで、病気にならない、介護支援を受けない、生涯現役を全うしていただく社会環境の創出が大変重要なことだと考えます。しかし、介護を必要とする認定者数は、高齢者人口の増加とともに増える傾向で推移しています。国の介護に対する方針は、施設を増やすのではなく、在宅介護の方向性を示しており、老老介護や、今回の陳情内容でもありますヤングケアラーを生み出す課題とつながっており、介護に関する多様な施策推進の必要性、要望は年々高まっており、現状における最善策の推進に向けた課題整理は必要不可欠と考えます。

神奈川県内でも、ケアラーの実態調査を進める自治体も出てきており、必要性は理解するところです。しかし、今回の陳情では支援法や条例の制定を陳情し、趣旨では行政の役割や協議会等の設置を求め、陳情内容ではヤングケアラーへの対応を追及するなど、大変広範囲にわたっています。まずは関係機関と連携し、ケアラーの実態調査を進めることで、この内容から見いだされる介護の課題整理

と支援策の方向性を定め、地域包括支援センターとの関係など、総合的かつ具体的施策に落とし込む必要があると考え、本陳情に反対意見といたします。

介護を起因とした多くの問題は、今後大きな社会問題となってくることは事実であり、必要な対応を早急に打つ必要があると考えますが、少子化、労働人口の減少、年々増え続ける介護事業費と、利用者負担や被保険者保険料の整合性を取りながら、家庭で直面している介護の課題にしっかり向き合うことが大切であることを申し添えます。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情7号、ケアラー支援法及びケアラー支援条例の制定に関する陳情」について、反対の立場から私の意見を述べさせていただきます。

政府は、昨年12月から今年1月にかけて、ヤングケアラーについて、初の全国調査を行いました。その結果、中学2年生の約17人に1人、5.7%、高校2年生では約24人に1人、4.1%が、世話をする家族がいると回答。世話の内容は祖父母の身体的介護、兄弟の保育所への送迎、料理や掃除、洗濯などの家事全般を一人で担うといった、手伝いを超える範囲のものが多く、その頻度は、中2、高2ともに平日1日平均で約4時間を世話に費やしており、約1割は7時間以上と答えています。さらに深刻なのは、4割近くが自らをヤングケアラーと自覚できていないことだとしております。

家族のケアをプラス面と捉えると、家族の絆の構築や、人のために役立っているという気持ちの醸成や、障がいや病気に対する理解、心配りができるようになるなど、人間的な成長につながると考えられます。一方で、過度なケアによるマイナス面としては、授業中の居眠り、過労による成績不振、友人関係の行き詰まり、生活環境、衛生面の乱れなどが考えられます。ヤングケアラーの半数は周囲の大人に相談したことがなく、過度なケアが不登校や虐待、いじめにつながっている事例もあり、学校の教師や介護、福祉の専門家、医療関係者など身近にいる大人も、深刻なヤングケアラーの状態に気づいていない実態があるとしています。

こうした調査から、ヤングケアラーに対しては、既に厚労省、文科省両省によるプロジェクトチームが立ち上がっており、実態調査を基に、福祉、介護、医療、教育などの関係機関が連携した支援策が示されることと承知しています。公明党としても、ヤングケアラーについては、以前より問題視しており、その背景には、ひとり親家庭や共働き、核家族化や高齢化などの家族構成の変化により、子どもがケアの担い手にならざるを得ない状況が背景にあり、早期発見、把握から適切な支援につなげる環境をつくる必要があります。政府が行う骨太の方針に関する提言でも対策強化を求めました。そして、国は、まず、SNSを活用し、全国どこに住んでいても悩みを共有できる環境をつくるとの考えを示しております。

陳情では14項目にわたっての支援策を提示されており、市として調査を行う必要性はあると思うところですが、今後は地方自治体も国の支援策に合わせ制度を整える必要があり、対応していくことになると思いますので、市独自の条例を策定するのは時期尚早と考えます。

よって、陳情第7号は不採択といたします。

○委員【川添康大議員】 「陳情第7号、ケアラー支援法及びケアラー支援条例の制定に関する陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は、ケアラーの支援を行うための実態調査及び支援法、または支援条例などの枠組みを定めることを求める陳情です。

日本ケアラー連盟によると、ケアラーとは、心や体に不調のある人の介護、看病、療育、世話、気遣いなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアすることと定義しています。介護や看護を行っている人だけでなく、世話や気遣いを行っている人も含まれています。日本ケアラー連盟が実施した調査では、将来ケアラーとしての役割を担うことへの不安を多くの人が感じているとの結果が出ています。

本陳情では、主にヤングケアラーについて記載されていますが、ヤングケアラーについては、厚労省や文科省が支援に向けた連携プロジェクトチームを立ち上げ、現在取組が始まっています。令和3年3月に、ヤングケアラーの実態に関する調査研究の結果が取りまとめられました。中学2年と全日制の高校2年を対象に行った調査研究では、世話をしている家族がいると答えたのは約4～6%。自覚のない人も含めれば、1割程度いるのではないかということも言われています。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がありますが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造になっていると言われていています。ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護、医療、障がい、教育分野の連携が重要とされており、こうしたことを踏まえ、厚労副大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化、支援の充実を図るとされています。自治体レベルで条例などを策定し、取組を進めている自治体もあり、少子高齢化が今後さらに進む中で、要介護者を支えるヤングケアラーも増えていくことが懸念され、ケアラー支援については、社会全体で取り組むことが急務であると考えます。本市でも実態把握から段階的に進めていくことを求め、本陳情に賛成の意見とします。

○委員長【米谷政久議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【米谷政久議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第8号 伊勢原市内在住の大学生及び専門学校生のいる世帯・一人暮らしをしている大学生に経済的支援策として補助金制度の創設に関する陳情

結 果 不採択

○委員長【米谷政久議員】 次に、「陳情第8号、伊勢原市内在住の大学生及び専門学校生のいる世帯・一人暮らしをしている大学生に経済的支援策として補助金制度の創設に関する陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【館大樹議員】 それでは、陳情第8号について、不採択の立場で意見を申し述べます。

陳情の内容に記載されているとおり、新型コロナウイルスの感染症拡大により、急激な収入の減少などで生活困難に陥る人が生じているのは、特に報道等を通じて認識しているところであります。学生さんも例外ではなく、緊急事態宣言やまん延防止措置適用の影響で、アルバイトなどからの収入も当てにできなくなった方もいられることと存じます。

そういった状況に鑑み、文部科学省でも高等教育の修学支援新制度をはじめとした、新型コロナウイルス感染症の影響で学びの継続が困難となっている方々を対象に経済的支援制度に取り組んでおり、家計の急変やアルバイト収入減など幅広くメニューをそろえて対応しているところです。まずは、この制度により一定の支援の形が整っていると考えます。

そして、関係世帯の現況の実態調査については、今、申し上げたように支援の形が整っている状況もあることから、伊勢原市として、今、このタイミングで費用と労力をかけることの必要性を考えねばなりません。大学や専門学校自身で調査をかけていることもあり、傾向をつかむには、そのことで事足りるものと考えます。

以上の理由により、陳情第8号については不採択とさせていただきます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私からも「陳情第8号、伊勢原市内在住の大学生及び専門学校生のいる世帯・一人暮らしをしている大学生に経済的支援策として補助金制度の創設に関する陳情」に対し、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

陳情内容の部分で、陳情者の意図を読み解くのに苦労した部分があります。趣旨では、コロナ禍によりリモート授業を行っている大学生や専門学校生世帯の実態把握を求めています。陳情内容では、コロナ禍でキャンパスに通わなくても払い続けている設備費用と休学費の支払いが生活を圧迫しているため、世帯、一人暮らしの学生の実態調査を進め、経済支援策として補助金制度の創設を求めて

います。

昨年4月7日に、初となる緊急事態宣言が発令され、日常生活や社会、学校で大きな混乱も生じたことは言うまでもありませんが、宣言から既に1年半が経過しようとしています。いまだに収束のめどは立っていません。ここまで長引くとは、誰もが予想だにしていなかったのではないのでしょうか。この間、国としても一斉給付金や独り親家庭などへの支援、時短、休業等を養成した飲食店への支援策を現在も進めています。

陳情を読み解くと、キャンパスに通えるようになれば、補助金制度創設は必要ないのでしょうか。であるならば、ワクチン接種の優先接種や、まん延防止、緊急事態宣言下でも、学校、キャンパスに通える環境整備を要望、改善策を進めればよいと考えます。また、平等な修学環境堅持の観点で修学支援新制度を令和2年度から導入していますが、この中には令和3年度からコロナ禍支援策やアルバイト収入減少への対応等も網羅されています。

大学に通えないことによる経済支援も理解するところですが、雇い止めや働く場所を失った子育て家庭の日々の暮らしをどう支えていくのかも、課題は深刻だと考えます。長引くコロナ禍の中で、多くの方々が厳しい局面に立っていることは理解するところですし、本市としても国の支援策を活用しながら多様な策を推進しているところであります。

以上、申し上げた理由により、本陳情に対する反対の意見といたします。コロナ禍の早期収束により平常時の生活に戻ることを切に願うものです。

以上です。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第8号、伊勢原市内在住の大学生及び専門学校生のいる世帯・一人暮らしをしている大学生に経済的支援策として補助金制度の創設に関する陳情」について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響から大学生が修学困難となることは予想されるところであり、また、長期化する中で不安を抱えている学生も、少なからずおられると思います。文科省では、令和2年5月に「学生の”学びの支援”緊急パッケージ」を発出し、ホームページにも詳しく経済支援策について掲載、さらに、12月に追加の支援も出しております。そして、経済的に困難な学生等に、支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るように、支援策について適切に周知するとともに、きめ細やかな相談体制の確保を、学生のメンタルヘルス等のケアの観点から拡充するよう、各学校に事務連絡が出されています。これも公明党がいち早く文科省へ要請したことから実現し、調査では昨年4月から10月の退学者が前年の同時期よりも減少しており、支援策の効果が出ていていると見ております。

また、国の支援策として、アルバイト収入が減少した学生を対象に無利子で奨学金を貸与する緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集を実施したほか、就職が決まらずに、やむを得ず、4月以降も大学に在籍する学生に対し、有利子奨学金の

貸与期間延長も行われています。アルバイト等のシフトの減少も含めて休業手当を受けることができなかつた方を支援する休業支援金は、学生のアルバイトも対象です。そのほか、各大学でも授業料の納付猶予や独自の授業料減免を行っている場合もあり、大学の窓口で相談し、学生に合った支援策を使つていただくことができます。

陳情者は、オンライン授業によりキャンパスに行かなくても大学に設備費を払い続けている、休学費用を支払つていて家計を圧迫している学生がいるとのことですが、こうした国や大学、学生支援機構等の支援策を活用できること、また、各大学はオンライン授業を行うための設備やポストコロナ社会を見据えた新たな授業の在り方など、ソフト、ハードの両面から教育環境の整備を進めていますので、大学側にとっては必要な経費と考えます。

このような観点から、伊勢原市内在住の大学生、専門学生へ新型コロナウイルス感染症の影響による経済支援策をする必要はないものと考え、陳情第8号は不採択といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第8号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、市内在住の大学生及び専門学校生のいる世帯の実態調査及び支援制度を求めるものです。

現在の日本の学生が置かれている状況は、決してお金の心配なく安心して学べる状況ではなく、教育予算への公的支出がOECD先進国で最低水準で、大学は国際的に見ても異常な高学費となっています。親の仕送りは年々減り、アルバイトでの学費や生活費を賄い、奨学金は学生の2人に1人が借りざるを得ない状況です。近年創設された給付型奨学金も要件が厳しく、狭き門となっています。そうした中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、親の経済状況の悪化、アルバイトもなくなり大幅減収など、学業に専念できる状況にないというのが実態です。無利子の奨学金であっても借金であり、先の見通しが立たない中では利用も難しいのが実態です。

日本民主青年同盟神奈川県委員会が神奈川県内の大学の学生から取ったアンケートでは、学生の6割が収入減、25%はアルバイトができない、一人暮らしの学生の15.5%の1日の食費が300円未満、3割の学生は仕送りがゼロ、さらに4人に1人は休学または退学を検討しているという回答結果が出ています。家庭も学生も経済的困窮に陥った場合に学び続けられないというのが、今の日本の現状です。また、国の学生支援緊急給付金だけでは、長く続くコロナ禍の経済的な打撃は到底賄えません。

教育は自己責任ではなく、本来国が責任を持つべきものです。また、誰もが安心して学べる環境をつくるのも、国をはじめ、行政の責任です。コロナ禍で独自で学生に対する支援を行っている自治体もあります。伊勢原市としても、将来を担う若者に、教育を受けるための支援、窮状に対する支援を行うことは必要であり、本陳情に賛成の意見とします。

○委員長【米谷政久議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）
なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採決に賛成でない方は不採決とみなします。
本件を採決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【米谷政久議員】 挙手少数。よって、本件は不採決とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午前9時57分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和3年9月10日

教育福祉常任委員会
委員長 米 谷 政 久